

令和7年度第2回入札監視委員会 次第

令和8年2月3日（火）午前9時～
朝霞市役所 別館2階 第1委員会室

- 1 開会
- 2 入札等の審議について
- 3 入札及び契約手続きの運用状況の報告について
- 4 次回の会議等について
- 5 閉会

資料 1

令和7年度第2回 入札監視委員会 審議案件一覧

	案件名	契約業者	抽出のポイント	入札方法	落札額 (税込)	設計額 (税込)	予定価格 (税込)	最低制限価 格 (税込)	落札率 対予定	履行 期間	課名
1	中央公民館・コミュニティセンター長寿命化改修工事	株式会社コバ建設	工事の概要と入札の経緯について確認する。	一般	1,010,460,000	1,034,000,000	1,034,000,000	951,280,000	97.72%	令和7年10月1日 ～ 令和8年11月30日	中央公民館
2	学校給食栄養管理電算機賃借	NECキャピタルソリューション(株)	金額設計の方法及び履行状況について確認する。	指名	3,247,200	5,359,200	5,359,200	-	60.59%	令和7年10月1日 ～ 令和12年9月30日	学校給食課
3	移動支援業務委託	(株)埼玉ライフケアサービス 他25者	金額設計の方法及び契約の経緯等について確認する。	随意契約 2号	-	-	-	-	-	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	障害福祉課

抽出案件説明書

入札方法	条件付一般競争入札（事後審査型）		
案件名	中央公民館・コミュニティセンター長寿命化改修工事		
履行期間	令和7年10月1日～令和8年11月30日		
案件概要	<p>本案件は、朝霞市公共施設等マネジメント実施計画に基づき、建築後40年が経過した中央公民館・コミュニティセンターの長寿命化改修工事を実施するものです。</p> <p>具体的な改修内容については、屋上防水、外壁改修、受変電設備、空調設備、ホール設備改修のほか、シンボルロードに面した壁を一部撤去し、イベントスペースを確保することやバリアフリー化、太陽光発電設備の設置などを予定しています。</p>		
入札参加資格	<p>① 朝霞市建設工事等競争入札参加資格者名簿に建築一式工事の業種で登録されていること。</p> <p>② 建設業法に基づく、建築工事業の許可を受けていること。</p> <p>③ 建設業法に基づく、経営規模等評価結果通知書または総合評価評定通知書の総合評価値が800点以上であること（地域要件：なし）。</p> <p>④ 令和2年度以降に、公共工事（上記名簿登録業種）において、3億1,000万円以上の施工完了実績があること。</p>		
入札参加申請者数	7者	入札参加者数	4者
入札経過	別紙「入札経過及び結果表」のとおり		
契約業者名	株式会社コバ建設 埼玉営業所		
契約金額（税込）	1,010,460,000円		
予定価格（税込）	1,034,000,000円	落札率	97.72%
備考			

事後審査型条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年6月26日

朝霞市長 松下 昌代

告示事項（個別）

入札方法	事後審査型条件付一般競争入札 資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システムにより行う	
参加形態	単独企業	
工事名	中央公民館・コミュニティセンター長寿命化改修工事	
工事場所	朝霞市青葉台1丁目7番1号（中央公民館・コミュニティセンター）	
工事期間	契約締結日 から 令和8年11月30日（月）	
概要	仕様書のとおり	
設計金額	940,000,000円（税抜）	
予定価格・最低制限価格	設定する（事後公表） ※最低制限価格未満の入札をした者は再度入札に参加できない	
参加資格	名簿登載業種	建築工事業 建築一式工事
	等級	A B
	所在地区分	地域要件なし
	施工実績等	上記名簿登載業種において3億1,000万円以上 令和2年度以降公共工事（国及び地方公共団体等）の元請契約
入札手続きの時期	参加申請受付期間	告示日 から 令和7年7月17日（木） 午後5時00分
	現場説明会	開催しない
	設計図書等の閲覧	告示日から
	設計図書等の質問受付	令和7年7月4日（金） 午後0時00分まで
	設計図書等の質問回答	令和7年7月10日（木）
	入札書受付期限	令和7年7月23日（水） 午後0時00分 まで（※）
	開札日時	令和7年7月24日（木） 午前9時00分
保証金及び支払方法	入札保証金	免除
	契約保証金	契約金額の1/10以上
	前払金	あり
	中間前払金	あり（部分払いがある場合は選択制とする）
	支払方法	完成払い
	部分払	なし
一抜け方式	不採用	
議会承認	必要	
その他の条件	・労働環境把握のための調査対象となります	
備考	告示事項（共通）を参照すること	

（※）参加申請受付期間終了後から入札することができます。

入札経過及び結果表

条件付き一般競争入札

開札日時	令和7年7月24日(木) 午前9時00分							
件名	中央公民館・コミュニティセンター長寿命化改修工事							
履行場所	朝霞市青葉台1丁目7番1号(中央公民館・コミュニティセンター)							
履行期間	契約締結日 から 令和8年11月30日							
業務概要	長寿命化改修工事一式(防水、外壁塗装、電気設備、機械設備など)							
発注業種	建築工事業 建築一式工事							
設計金額(税抜)	940,000,000 円							
予定価格(税抜)	940,000,000 円							
最低制限価格(税抜)	864,800,000 円							
落札価格(税抜)	918,600,000 円							
No.	業者名	法人番号	第1回金額 (税抜)	1	第2回金額 (税抜)	2	落札	摘要
1	株式会社コバ建設 埼玉営業所	7011601002344	918,600,000	1			◎	
2	三ツ和総合建設業協同組合 朝霞営業所	6030005000838	935,000,000	2				
3	増木工業株式会社 朝霞営業所	4030001046184	938,000,000	3				
4	五十鈴建設株式会社 本店	2030001044611	939,000,000	4				
5	菊池建設株式会社 埼玉営業所	6012701002136						辞退
6	株式会社浅沼組 さいたま支店	8120001022651						辞退
7	三光建設株式会社 本店	2030001054791						辞退
備考								

落札業者名	埼玉県朝霞市幸町3-9-22小川鉄工ビル	落札金額(税込)
	株式会社コバ建設 埼玉営業所	1,010,460,000 円

抽出案件説明書

入札方法	指名競争入札		
案件名	学校給食栄養管理電算機賃貸借		
履行期間	令和7年10月1日～令和12年9月30日		
案件概要	<p>本件は、令和7年1月に5年のリース期間を満了し、令和7年2月から9月の8か月間は再リースを行っていた学校給食栄養管理電算機について、令和7年10月以降の賃貸借を入札により決定したものです。</p>		
指名業者 設定の理由	<p>① 朝霞市物品の買入れ等競争入札参加資格者名簿に賃貸、パソコン（付属品含む）業種で登録されていること。 ② 朝霞市建設工事等指名業者選定要領別表3により、設計金額が500万円以上1,000万円未満に該当するため、指名業者数を4者以上とする。</p>		
指名通知日	令和7年7月4日	入札日	令和7年7月30日
指名業者数	10者	入札参加者数	2者
入札経過	別紙「入札経過及び結果表」のとおり		
契約業者名	NECキャピタルソリューション株式会社 関東支店		
契約金額（税込）	3,247,200円		
予定価格（税込）	5,359,200円	落札率	60.59%
備考			

入札経過及び結果表

指名競争入札

開札日時	令和7年7月30日（水） 午前9時00分					
件名	学校給食栄養管理電算機賃貸借					
履行場所	朝霞市大字溝沼1029番地の8（溝沼学校給食センター）他4か所					
履行期間	令和7年10月1日 から 令和12年9月30日					
業務概要	学校給食栄養管理電算機の入れ替え					
発注業種	賃貸 01：パソコン（付属品含む）					
設計金額（税抜）	4,872,000 円					
予定価格（税抜）	4,872,000 円					
最低制限価格（税抜）	***** 円					
落札価格（税抜）	2,952,000 円					
No.	業者名	法人番号	第1回金額 （税抜）	第2回金額 （税抜）	落札	摘要
1	NECキャピタルソリューション株式会社 関東支店	8010401021784	2,952,000	1	◎	
2	株式会社JECC 本店	2010001033475	3,258,000	2		
3	リコーリース株式会社 関東支社	7010601037788				辞退
4	FLCS株式会社 関東信越支店	2010001128507				辞退
5	東京センチュリー株式会社	6010401015821				辞退
6	三井住友ファイナンス&リース株式会社	5010401072079				辞退
7	みずほ東芝リース株式会社	4010701026198				辞退
8	三菱HCキャピタル株式会社 本店	4010001049866				辞退
9	NX・TCリース&ファイナンス株式会社 関東信越支店	7010401157737				未受領
10	NTT・TCリース株式会社 関東支店	3010401151289				辞退
備考						

落札業者名	埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地17	落札金額（税込）
	NECキャピタルソリューション株式会社 関東支店	3,247,200 円

抽出案件説明書

資料4

契約方法	随意契約		
案件名	移動支援業務委託		
履行期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日		
案件概要	<p>移動支援事業は障害者総合支援法の地域生活支援事業の市町村必須事業であり、朝霞市障害者移動支援事業実施要綱に基づき、業務を委託して実施する。移動が困難な障害のある人を対象に日常生活上必要不可欠な余暇活動など、社会参加の際の移動を支援する事業。</p>		
随意契約の理由	<p>業務の特殊性及び地域団体等と協働で行う事業のため特定の者を相手方とする場合に該当。 複数の事業者と契約することにより、利用者が自由に業者を選定することができる。また、契約する事業者を法定の障害福祉サービス等の指定を受けていること等を条件としている。なお、要綱に基づく単価契約であり、実績に応じて支払金額が決定される。</p>		
見積依頼業者数	1者	見積提出者数	1者
契約業者名	埼玉ライフケアサービス(株)他25者		
契約金額(税込)	別紙単価表のとおり	予定価格(税込)	872,640円
備考	契約内容は全て同じであるため、代表的な1者を記載する。		

随意契約チェックシート

担当者		確認者 (係長以上)	
-----	--	---------------	--

件名	朝霞市障害者移動支援事業	予定価格 (税込)	872,640
----	--------------	--------------	---------

● 質問に回答して、指示AからCのいずれかに○を付け、以下の指示に従ってください。



質問1	予定価格(税込)が次の金額以下である
・ 工事又は製造の請負	130万円
・ 財産の買入れ	80万円
・ 物件の借入れ	40万円
・ 財産の売払い	30万円
・ 物件の貸付け	30万円
・ 上記以外のもの	50万円

質問2	見積もり業者数が次のとおりとなっている
・ 3万円以下	省略可
・ 10万円以下	1者以上
・ 10万円超50万円以下	2者以上
・ 50万円超	3者以上

指示A : 特に記入する事項はありません。(1号随契、見積もり業者数適正)

指示B : 契約者として業者選定した理由を記載してください。(1号特命随契)

指示C : ①根拠欄に随意契約を適用する根拠を記載してください。
②理由欄にその号が適用となる理由及び業者選定の理由を記載してください。

①根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当
②理由	業務の特殊性及び地域団体等と協働で行う事業のため特定の者を相手方とする場合に該当。移動支援事業は障害者総合支援法の地域生活支援事業の市町村必須事業であり、朝霞市障害者移動支援事業実施要綱に基づき、業務を委託して実施するものである。この事業は、移動が困難な障害のある人を対象に日常生活上必要不可欠な余暇活動など、社会参加の際の移動を支援する事業であり、複数の事業者と契約することにより、利用者が自由に業者を選定することができる。また、契約する事業者を法定の障害福祉サービス等の指定を受けていること等を条件としている。なお、要綱に基づく単価契約であり、実績に応じて支払金額が決定される。

● 次のチェック項目を確認してください。

「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」を確認し、議決の要否を確認した。

- ・ 工事又は製造の請負 1億5,000万円以上
- ・ 財産の取得又は処分 2,000万円以上

130万円以下の修理修繕の場合、小規模修理修繕契約希望者登録名簿に登載された業者から選定すること

<input type="checkbox"/> 修理修繕ではないため <input type="checkbox"/> 選定しない場合の理由
--

特定の業者に偏ることなく業者選定すること。

見積書の開封・見積もり合わせは、複数の職員(一人は係長以上)で行うこと。

※チェックシートを事前に作成し、実施起案に添付してください。

朝霞市障害者移動支援事業仕様書（令和7年度）

1 件 名：朝霞市障害者移動支援事業

2 概 要：移動が困難な障害のある人を対象に日常生活上必要不可欠な余暇活動など、社会参加の際の移動を支援する。

3 場 所：朝霞市指定場所

4 委託料：朝霞市障害者移動支援事業実施要綱第 13 条及び第 15 条に基づく単価契約

朝霞市障害者移動支援事業実施要綱より抜粋

（利用料）

第13条 利用者又はその保護者は、利用料として次の表に掲げる金額の1割に相当する額を事業者を支払うものとする。ただし、サービス利用中の移動支援従事者の交通費、入館料その他これに類する経費及び利用者が負担することが適当な経費については、利用料とは別に当該実費を負担しなければならない。

利用時間	身体介護を伴うもの	身体介護を伴わないもの
30分以内	2,480円	1,020円
30分を超え60分以内	3,920円	1,910円
60分を超え90分以内	5,700円	2,670円
90分を超え120分以内	6,510円	30分ごとに680円を加算する。
120分を超え150分以内	7,320円	
150分を超え180分以内	8,130円	
以下30分ごと	30分ごとに810円を加算する。	

備考

- 180分を超える身体介護を伴うもの及び90分を超える身体介護を伴わないものについては、市長が特に必要と認めた場合に行うものとする。
- 午前6時から午前8時まで及び午後6時から午後10時までの間については、25パーセントに相当する額を加算する。
- 午後10時から午前6時までの間については、50パーセントに相当する額を加算する。

（委託料）

第15条 第5条の規定により事業を委託する場合の委託料の額は、第13条に規定する額から同条に規定する利用料の額又は前条に規定する利用者負担月額上限の額を差し引いた金額を事業者に対して支払うものとする。

5 その他：事業の履行については、朝霞市障害者移動支援事業実施要綱及び朝霞市障害者移動支援事業委託契約書に基づき行うこととし、定めのない事項及び委託事業の実施上疑義を生じたときは、必要の都度、発注者、受注者が協議の上、定めるものとする。

○朝霞市障害者移動支援事業実施要綱

平成18年10月1日

要綱

(目的)

第1条 朝霞市障害者移動支援事業（以下「事業」という。）は、屋外での移動に困難がある障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）について、外出のための支援を行うことにより、障害者等の地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、朝霞市とする。

(利用時間)

第3条 この事業での利用時間は、1か月当たり128時間を限度とする。

(事業の内容)

第4条 事業の内容は、別表のとおり、障害者等の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援するものとする。ただし、同様の支援が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービスにおいて利用できる場合又は介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第2項に規定する訪問介護において利用できる場合は、同サービスを優先する。

2 前項の事業のうち宿泊を伴う外出における移動支援の利用時間は、1日当たり8時間を限度とする。ただし、初日及び最終日における移動支援の利用時間は、この限りでない。

(対象者)

第5条 事業の対象者は、法第2条第1項第1号の障害者等又は医師により発達に障害があると判断された者で、市長が外出時に支援が必要と認めたもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、法第5条第4項に規定する同行援護を利用することができるものを除く。

(1) 市内に住所を有し、在宅で生活する者

(2) 前号の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた者

2 前項の規定にかかわらず、法第19条第3項及び法附則第18条第2項に規定する居住地特例により、本市の支給決定を受けて、市外の共同生活援助を行う住居（以下「共同生活住居」という。）に入居している者は、対象外とする。共同生活住居の所在する市町村において、同様の移動支援を受けられない場合は、この限りでない。

(利用の申請)

第6条 事業を利用しようとする者又はその保護者（以下「申請者」という。）は、朝霞市障害者移動支援事業利用登録申請書（様式第1号）により市長に申請するものとする。

(利用の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、利用の可否を決定し、朝霞市障害者移動支援事業利用決定・却下通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 利用決定を受けた障害者等（以下「利用者」という。）には、朝霞市障害者移動支援利用登録者証（様式第3号。以下「利用登録者証」という。）を交付するとともに朝霞市障害者移動支援事業利用登録者名簿に登載するものとする。

(有効期間及び更新)

第8条 前条の規定による利用決定の有効期間は、登録を受けた日から最初に到達する6月30日までとする。

2 前項の有効期間の満了後は、利用者は、この事業を継続して利用するものとみなし、市長は有効期間を更新するものとし、当該有効期間は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。ただし、有効期間中に当該事業の利用のない者については、利用の見込みがないものとし、有効期間の更新を行わないものとする。

(利用の方法)

第9条 利用者が事業を利用しようとするときは、利用登録者証を事業所に提示し、事業所に直接依頼するものとする。

(利用者の遵守事項)

第10条 利用者又はその保護者は、利用登録者証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(利用の取消し)

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の規定による利用決定を取り消すことができる。

- (1) この事業の対象者でなくなったとき。
- (2) 不正又は虚偽の申請により利用決定を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が利用を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しを行うときは、朝霞市障害者移動支援事業利用決定取消通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(利用者の届出義務)

第12条 利用者又はその保護者は、次に掲げる事項に該当するときは、朝霞市障害者移動支援事業利用登録変更・中止届(様式第5号)により、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 利用者の住所等を変更したとき。
- (2) 利用者の心身状況に著しい変化があったとき。
- (3) 利用の中止をしようとするとき。

2 利用者は、利用登録者証を毀損し、又は紛失したときは、直ちに朝霞市障害者移動支援事業利用登録者証再交付申請書(様式第6号)を市長に提出し、利用登録者証の再交付を受けるものとする。

(利用料)

第13条 利用者又はその保護者は、利用料として次の表に掲げる金額の1割に相当する額を事業者を支払うものとする。ただし、サービス利用中の移動支援従事者の交通費、入館料その他これに類する経費及び利用者が負担することが適当な経費については、利用料とは別に当該実費を負担しなければならない。

利用時間	身体介護を伴うもの	身体介護を伴わないもの
30分以内	2,480円	1,020円
30分を超え60分以内	3,920円	1,910円
60分を超え90分以内	5,700円	2,670円
90分を超え120分以内	6,510円	30分ごとに680円を加算する。
120分を超え150分以内	7,320円	
150分を超え180分以内	8,130円	
以下30分ごと	30分ごとに810円を加算する。	

備考

- 1 180分を超える身体介護を伴うもの及び90分を超える身体介護を伴わないものについては、市長が特に必要と認めた場合に行うものとする。
- 2 午前6時から午前8時まで及び午後6時から午後10時までの間については、25パーセントに相当する額を加算する。
- 3 午後10時から午前6時までの間については、50パーセントに相当する額を加算する。

4 委託料の支払において、1円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。

(利用者負担の上限)

第14条 事業における利用者負担月額上限については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条第1項第1号から第4号までに定める額とする。

(事業者)

第15条 市長は、この事業の全部又は一部を適切な事業運営を行うことができると認める社会福祉法人等に委託することができる。

2 事業を実施する事業者は、次の各号のいずれかに掲げるもので、かつ、事前に市に登録するものとする。

(1) 法第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者で、居宅介護を行う事業者

(2) 市長が本事業を適切に運営できると認めた法人格を有する事業者

3 事業者の登録をしようとする者は、朝霞市障害者移動支援事業事業者登録申請書（様式第7号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、登録の適否を決定し、朝霞市障害者移動支援事業事業者登録決定・却下通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

5 前項による登録を受けた事業所（以下「登録事業者」という。）は、当該登録に係る申請事項に変更が生じ、又はその事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに朝霞市障害者移動支援事業事業者登録変更・中止・廃止届（様式第9号）により市長に提出しなければならない。

(委託料)

第16条 市長は、この要綱に定める登録事業者に対し、第13条に規定する額から同条に規定する利用料の額又は第14条に規定する利用者負担月額上限の額を差し引いた金額を事業者に対して支払うものとする。

2 事業者は、委託料の支払を受けようとするときは、朝霞市委託業務検査要綱（平成15年朝霞市要綱）に規定する委託業務実施報告書に次に掲げる書類を添えて、移動支援サービスを提供した月の翌月10日までに市長に提出しなければならない。

(1) 移動支援明細書（様式第10号）

(2) 移動支援サービス提供実績記録票（様式第11号）

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(事業者の遵守事項)

第17条 事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 事業の実施により知り得た事実を第三者に漏らさないこと。
- (2) 事業を実施するに当たっては、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分注意して実施するよう努めること。
- (3) 事業を行うため個人情報を収集するときは、事業の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。
- (4) 事業を実施するため収集又は作成した個人情報は、その目的以外に使用しないこと。
- (5) 個人情報について第三者への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに市長に報告すること。
- (6) 利用者に適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておくこと。
- (7) 従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保すること。
- (8) 利用者に対し、その提供するサービス内容、料金及びサービス提供に従事する職員の有する資格等を明示すること。
- (9) 利用者等への虐待防止のために、必要な措置を講じること。
- (10) 従業員、会計、利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存すること。

(調査及び指導監査)

第18条 市長は、登録事業所に係る人員、設備等の事業所の運営に関する事項、移動支援に要する経費の請求に関する事項、移動支援の内容に関する事項等について必要があると認めるときは、調査及び指導監査を行うものとする。

2 登録事業所は、前項の規定により市長が行う調査及び指導監査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(登録事業所の取消)

第19条 市長は、登録事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、第15条第4項に規定する登録の決定を取り消すことができる。

- (1) 移動支援に要する経費の請求に不正があったとき。
- (2) 適切な事業運営を行うことが困難と認めるとき。
- (3) 不正又は虚偽の申請により登録決定を受けたとき。

(4) 3年以上利用実績がないとき。

(5) 前4号に掲げるもののほか、市長が登録事業所として不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により登録の決定の取消しを行ったときは、朝霞市障害者移動支援事業者登録決定取消通知書（様式第12号）により、その旨を登録事業者に通知するものとする。

（費用の返還）

第20条 虚偽その他の不正な手段により利用者負担額の支払又は移動支援事業の経費に対する支払を受けた登録事業所があるときは、当該利用者負担額又は当該支払額の全部若しくは一部を返還させることができる。

（委任）

第21条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年10月1日）

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年5月7日要綱第59号）

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則（平成30年9月28日要綱第106号）

この要綱は、平成30年9月28日から施行する。

附 則（令和元年10月28日要綱第71号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和3年4月1日要綱第54号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和6年4月1日要綱第90号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表 (第4条関係)

項目	内容	
1 移動の種類	① 社会生活に不可欠な移動	ア 権利・義務に関する相談・手続 イ 学校行事への参加、PTA活動など ウ 家計の維持、財産の保全に係る手続など エ 日常生活に必要な買物など オ 理容、美容、着付けなど カ 住居の取得・賃貸借・維持管理・補修などに係る契約・相談など キ 官公庁や金融機関への移動 ク 公的行事への参加 ケ アからクまでに掲げる移動に準ずる移動
	② 社会参加のための移動	ア 各種行事・研修会 イ 冠婚葬祭 ウ 余暇・スポーツ・文化活動への参加 エ 初詣・墓参りなどの社会的習慣 オ ボランティア活動など

		<p>カ 通学のための一時的な利用（緊急、やむを得ない場合）</p> <p>キ 通所のための一時的な利用（緊急、やむを得ない場合）</p> <p>ク 外食</p> <p>ケ レジャー・レクリエーション・旅行（宿泊先での移動）・スポーツ観戦</p> <p>コ 映画鑑賞・観劇など</p> <p>サ アからコまでに掲げる移動に準ずる移動</p>
	対象としな い移動	<p>ア 通学・通勤・営業活動に伴う移動</p> <p>イ 病院への通院等（身体介護や乗降介助（障害福祉サービス、介護保険制度を含む。）等を利用できない場合を除く。）</p> <p>ウ ギャンブル・飲酒を目的とした移動</p> <p>エ 宗教・政治的活動・特定の利益を目的とする団体活動に伴う移動</p> <p>オ その他、経済的活動、通年かつ長期にわたる移動支援、社会通念上この制度を利用することが適当でないと認められる移動</p> <p>カ 保護者等による育児・養育が適当であると考えられる場合の障害児に対する支援としての移動</p> <p>キ アからカまでに掲げる移動に準ずる移動</p>
2	付随 した行 為	<p>① 情報の 伝達</p> <p>ア 視覚障害児・者に対しては、墨字の読み取り・代筆などを行う。</p> <p>イ 全身性障害児・者に対しては、メモ・聞き取り・伝言などを行う。</p> <p>ウ 知的障害児・者には、行き先の指示・案内などを行う。</p>
	② 代行行 為	<p>ア 金銭の授受及び権利義務に関する行為については利用者の指示に基づき代行するが、その際は、第三者の立会いの下で利用者の確認を受けるものとする。</p> <p>イ アに掲げる代行行為以外の代行行為は、特に依頼された場合にのみ行うものとする。</p>
	③ 身体介 助	<p>ア 移動において発生する食事・着脱衣・排せつなど、身体介護を必要とする場合に行う。</p>
	④ 利用者 が行う活 動への支 援	<p>ア 講演会、スポーツ観戦や映画鑑賞などの移動先での介助を含めた支援を行う。ただし、資格取得を要する活動、危険を伴う活動等を除く。</p>

様式第1号（第6条関係） （表）

朝霞市障害者移動支援事業利用登録申請書

年 月 日

朝霞市長 宛

申請者 住 所
氏 名

次のとおり朝霞市障害者移動支援事業の利用登録を受けたいので申請します。

申請者	フリガナ		生年月日	
	氏 名		個人番号	
	住 所	電話番号 ()		
(18歳未満の場合) 利用登録に係る 児童氏名	フリガナ		生年月日	
			個人番号	
			続 柄	
身体障害者 手帳番号		療育手帳 番 号		精神障害者 保健福祉手帳番号

利用状況	障害福祉 サービス	障害支 援区分	有・無	区分 1 2 3 4 5 6	有効 期間	
		利用中のサービスの種類と内容等				
サービスの 利用状況	介護保険	要介護 認 定	有・無	要支援 () 要介護 1 2 3 4 5	有効 期間	
		利用中のサービスの種類と内容等				
申請する支援 の種類・内容	種 別	身体介護有り	月 時間	身体介護なし	月 時間	
	内 容					

(裏)

世帯状況	氏名	続柄	生年月日	個人番号

同意署名欄

1 世帯情報及び課税情報

私は、私と私の世帯全員の住民基本台帳及び課税台帳の情報を障害者移動支援事業の利用決定の確認のため、市長が使用することに同意します。

氏名 _____

2 個人番号による地方税関係情報

市長が、支給資格の審査に必要な場合において、個人番号を用いて地方税関係情報を取得することに同意します。

氏名（申請者） _____

氏名（世帯員） _____（申請者との続柄） _____

氏名（世帯員） _____（申請者との続柄） _____

氏名（世帯員） _____（申請者との続柄） _____

氏名（世帯員） _____（申請者との続柄） _____

備考

- 1 同意するものが自ら署名してください。
- 2 代理人が署名をする場合は、本人からの委任状を併せて提出してください。
- 3 同意が必要な者の数が署名欄より多い場合には、欄外に署名してください。

様式第2号（第7条関係）

朝霞市障害者移動支援事業利用決定・却下通知書

第 号
年 月 日

様

朝霞市長 印

年 月 日付けで申請のあった、朝霞市障害者移動支援事業利用登録について、次のとおり決定・却下したので通知します。

1 決定

決定番号	第 号	有効期間	年 月 日まで
決定者	フリガナ	生年月日	年 月 日
	氏名		
	住所	電話番号 ()	
フリガナ (18歳未満の場合) 利用登録に係る 児童氏名		生年月日	年 月 日
		続柄	

決定内容	種別	身体介護有り	月 時間	身体介護なし	月 時間
	費用負担				
	支援内容				

2 却下

却下理由	
------	--

様式第3号（第7条関係）

（裏）

（表）

注 意 事 項		朝霞市障害者移動支援利用登録者証				
<p>1 この利用登録者証は、あらかじめ朝霞市に登録された民間サービス事業者（事業者）でサービスの提供を受ける際に使用するものです。</p> <p>2 サービスを受けるときは、この利用登録者証を事業者へ提示してください。</p> <p>3 サービスを受けたときは、その事業者に定められた利用料をお支払いください。</p> <p>4 この利用登録者証を使用して受けられるサービス時間の限度は、1箇月128時間までです。</p> <p>5 次の場合は、必ず届出をしてください。</p> <p>（1）登録内容に変更があったとき。</p> <p>（2）この利用登録者証を亡失したとき。</p> <p>6 有効期間満了日の1箇月以内に更新手続きをしてください。</p>	登録番号		第		号	
	登 録 者	氏名				
		住所				
		生年月日				
	保 護 者	氏名		続柄		
		住所				
		電話				
	有効期間		年 月 日～ 年 月 日まで			
	利用者負担 割合		1割	利用者負担上限額		円
	介護の有無		有 ・ 無			
年 月 日交付						
発行者		朝 霞 市 長		印		

様式第4号（第11条関係）

朝霞市障害者移動支援事業利用決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

朝霞市長 印

年 月 日付け 第 号で決定した朝霞市障害者移動支援事業
利用登録について、次のとおり取消したので通知します。

決定番号	第 号	有効期間	年 月 日まで		
決定者	フリガナ	生年月日	年 月 日		
	氏名				
	住所	電話番号 ()			
フリガナ (18歳未満の場合) 利用登録に係る 児童氏名		生年月日	年 月 日		
		続柄			
決定内容	種別	身体介護有り	月 時間	身体介護なし	月 時間
	費用負担				

取消 内容・理由	
-------------	--

様式第5号（第12条関係）

朝霞市障害者移動支援事業利用登録変更・中止届

年 月 日

朝霞市長 宛

申請者 住所
氏名

朝霞市障害者移動支援事業の利用登録に係る変更・中止を次のとおり届け出ます。

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
	住所		電話番号 ()	
フリガナ (18歳未満の場合) 利用登録に係る 児童氏名			生年月日	年 月 日
			続柄	
身体障害者手帳番号		療育手帳番号		精神障害者保健福祉手帳番号
更生相談所、児童相談所等の判定・診断の有無		有 ・ 無 (判定機関名) (判定年月日) 年 月 日		

変更事項	変 更 前	変 更 後
氏名等		
居住地		
その他		
備 考		

様式第6号（第12条関係）

朝霞市障害者移動支援事業利用登録者証再交付申請書

年 月 日

朝霞市長 宛

申請者 住所
氏名

朝霞市障害者移動支援事業利用登録者証の再交付を受けたいので次のとおり申請します。

決定番号	第 号	生年月日	年 月 日
決定者	フリガナ		
	氏名		
	住所	埼玉県	電話番号 ()
フリガナ		生年月日	年 月 日
(18歳未満の場合)			
利用登録に係る児童氏名		続柄	

再交付の理由	
--------	--

様式第7号(第15条関係)

朝霞市障害者移動支援事業事業者登録申請書

年 月 日

朝霞市長 宛

所在地
申請者 名称
代表者名 印

次のとおり、移動支援事業の事業者登録を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

施設 (事業 所)の 概要	フリガナ			
	施設(事務所) の名称			
	発足年月日	年 月 日		
	代表者の職・ 氏名	職 名		
		氏 名		
	フリガナ			
	所 在 地	〒 —		
	連 絡 先	電話番号		FAX番号
		メール アドレス		
	職員の配置状況	フリガナ		
		責任者氏名		
		職員数	人(常勤	人・非常勤 人)
	同一事業所で実 施している他の 事業等			
	サービス提供 日・時間帯	曜日 月・火・水・木・金・土・日・祝日 時間帯 : ~ :		
主たる対象者	制限なし・身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者			

(添付書類)

1. 指定障害福祉サービスの指定通知書等の写し
2. 経歴等が記載されている職員名簿、資格証明書の写し
3. 事業所パンフレット、他自治体での実績等
4. 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様式第8号(第15条関係)

朝霞市障害者移動支援事業事業者登録決定・却下通知書

第 号
年 月 日

様

朝霞市長



年 月 日付けで申請のあった、朝霞市移動支援事業事業者登録について、次のとおり決定・却下したので通知します。

登録事業者	事業所名	
	所在地	
	代表者名	
登録決定年月日	年 月 日	
施設(事務所)名		
却下理由		
備考	次のいずれかに該当する場合は、朝霞市障害者移動支援事業実施要綱第19条第1項の規定により、この決定が取り消されることがあります。また、既にその費用の支払を受けている場合には、第20条の規定により、当該支払額の返還を求めることがあります。 (1) 移動支援に要する経費の請求に不正があったとき。 (2) 適切な事業運営を行うことが困難と認めるとき。 (3) 不正又は虚偽の申請により登録決定を受けたとき。 (4) 3年以上利用実績がないとき。 (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が登録事業所として不適当と認めるとき。	

様式第9号(第15条関係)

朝霞市障害者移動支援事業事業者登録変更・中止・廃止届

年 月 日

朝霞市長 宛

所在地
申請者 名称
代表者名 印

移動支援事業の事業者登録に係る変更・中止・廃止を次のとおり届け出ます。

変更・中止・廃止の理由		
変更の内容	変更前	変更後
備考		

様式第10号（第16条関係）

移動支援明細書

（ 年 月分）

事業所の名称	
--------	--

移動支援登録番号	第 号
支給決定障害者氏名又は児童の保護者氏名	
支給決定に係る児童氏名	
身体介護の有無（どちらかに○）	有 ・ 無
利用者負担上限月額	円

費用の額計算欄	時間帯・時間数	算定単価	算定回数	当月算定額
		円	回	円
		円	回	円
		円	回	円
		円	回	円
		円	回	円
		円	回	円
		円	回	円
	計（1）			円

当月利用者負担額（2） （利用者負担上限月額を超えた場合は、上限月額）	円
当月移動支援費請求額（1）－（2）	円

様式第11号（第16条関係）

移動支援サービス提供実績記録票

（ 年 月分）

事業者の名称	
--------	--

移動支援登録番号	第 号
支給決定障害者氏名又は児童の保護者氏名	
支給決定に係る児童氏名	
利用者負担上限月額	円

日付	曜日	開始時間	終了時間	実績時間	サービス提供従業者印	摘要
				時間		
				時間		
				時間		
				時間		
				時間		
				時間		
				時間		
				時間		
				時間		
				時間		
				時間		
				時間		
				時間		
				時間		
				時間		
				時間		
				時間		
				時間		
				時間		
				時間		
				時間		
合 計				時間		

利用者確認印 ㊦

※摘要欄には、サービスの内容、行き先等を記入してください。

様式第1号 (第6条関係)

様式第2号 (第7条関係)

様式第3号 (第7条関係)

様式第4号 (第11条関係)

様式第5号 (第12条関係)

様式第6号 (第12条関係)

様式第7号 (第15条関係)

様式第8号 (第15条関係)

様式第9号 (第15条関係)

様式第10号 (第16条関係)

様式第11号 (第16条関係)

入札実施件数(令和7年度上半期)

資料5

	件数(件)	件数割合(%)
入札完了件数	149	90.3
入札不成立件数	16	9.7
合計	165	100.0

一般・指名 別 件数

	件数(件)	件数割合(%)	落札額	金額割合(%)
一般競争入札	19	12.8	1,930,985,100	44.5
指名競争入札	130	87.2	2,412,611,682	55.5
合計	149	100.0	4,343,596,782	100.0

設計額	予定価格
2,024,918,500	2,024,918,500
2,588,621,329	2,588,621,329
4,613,539,829	4,613,539,829

落札率設計	落札率予定
95.4%	95.4%
93.2%	93.2%
94.1%	94.1%

工事・委託・物品 別 件数

	件数(件)	件数割合(%)	落札額	金額割合(%)
工事	28	18.79	1,978,981,950	45.6
委託	39	26.17	553,562,900	12.7
物品	82	55.03	1,811,051,932	41.7
合計	149	100.00	4,343,596,782	100.0

設計額	予定価格
2,075,616,400	2,075,616,400
581,940,700	581,940,700
1,955,982,729	1,955,982,729
4,613,539,829	4,613,539,829

落札率設計	落札率予定
95.3%	95.3%
95.1%	95.1%
92.6%	92.6%
94.1%	94.1%

※四捨五入の関係で小数点第2位まで表示

受注者地域 別 件数

	件数(件)	件数割合(%)	落札額	金額割合(%)
市内	95	63.8	2,899,931,518	66.8
準市内	8	5.4	115,330,600	2.7
県内	40	26.8	1,235,701,230	28.4
県外	6	4.0	92,633,434	2.1
合計	149	100.0	4,343,596,782	100.0

設計額	予定価格
3,060,638,018	3,060,638,018
123,785,200	123,785,200
1,314,227,881	1,314,227,881
114,888,730	114,888,730
4,613,539,829	4,613,539,829

落札率設計	落札率予定
94.7%	94.7%
93.2%	93.2%
94.0%	94.0%
80.6%	80.6%
94.1%	94.1%

電子・郵便 別 件数

	件数(件)	件数割合(%)	落札額	金額割合(%)
電子入札	149	100.0	4,343,596,782	100.0
郵便入札	0	0.0	0	0.0
紙入札	0	0.0	0	0.0
合計	149	100.0	4,343,596,782	100.0

設計額	予定価格
4,613,539,829	4,613,539,829
0	0
0	0
4,613,539,829	4,613,539,829

落札率設計	落札率予定
94.1%	94.1%
0.0%	0.0%
0.0%	0.0%
94.1%	94.1%

工事・委託・物品 詳細内訳

	件数(件)	件数割合(%)	落札額	金額割合(%)
(工事)土木・ほ装	21	14.1	894,230,150	20.6
(工事)土木・ほ装以外	7	4.7	1,084,751,800	25.0
(委託)土木施設維持管理	29	19.5	419,393,700	9.7
(委託)設計・調査・測量	10	6.7	134,169,200	3.1
(物品)調査委託・建物管理	60	40.3	1,669,316,734	38.4
(物品)販売・リース・印刷	22	14.8	141,735,198	3.3
合計	149	100.0	4,343,596,782	100.0

設計額	予定価格	落札率設計	落札率予定
961,816,900	961,816,900	93.0%	93.0%
1,113,799,500	1,113,799,500	97.4%	97.4%
438,552,400	438,552,400	95.6%	95.6%
143,388,300	143,388,300	93.6%	93.6%
1,783,406,449	1,783,406,449	93.6%	93.6%
172,576,280	172,576,280	82.1%	82.1%
4,613,539,829	4,613,539,829	94.1%	94.1%

(工事)土木・ほ装工事 一般・指名別 件数

	件数(件)	件数割合(%)	落札額	金額割合(%)
(一般)	15	71.4	861,498,000	96.3
(指名)	6	28.6	32,732,150	3.7
(工事)土木・ほ装 合計	21	100.0	894,230,150	100.0

設計額	予定価格	落札率設計	落札率予定
927,414,400	927,414,400	92.9%	92.9%
34,402,500	34,402,500	95.1%	95.1%
961,816,900	961,816,900	93.0%	93.0%

(工事)土木・ほ装工事以外 一般・指名別 件数

	件数(件)	件数割合(%)	落札額	金額割合(%)
(一般)	4	57.1	1,069,487,100	98.6
(指名)	3	42.9	15,264,700	1.4
(工事)土木・ほ装以外 合計	7	100.0	1,084,751,800	100.0

設計額	予定価格	落札率設計	落札率予定
1,097,504,100	1,097,504,100	97.4%	97.4%
16,295,400	16,295,400	93.7%	93.7%
1,113,799,500	1,113,799,500	97.4%	97.4%

入札不成立案件(令和7年度上半期入札分)

N0	入札日	件名	入札方法		中止等の理由	その後の経緯	請負業者	請負金額(税込)
1	R07.05.15	中央公民館・コミュニティセンター長寿命化改修工事	一般	電子	応札者が2者に満たないため不調になりました。	6/26に再度広告、7/24に入札	(株)コバ建設 埼玉営業所	940,000,000
2	R07.05.15	RPAソフトウェア調達	指名	電子	応札者が2者に満たないため不調になりました。	随契8号で契約	東日本電信電話(株)	2,046,000
3	R07.05.15	放課後子ども教室(居場所提供型)ノートパソコン等賃貸借	指名	電子	応札者がいないため不調になりました。	随契1号で契約	NX・TCリース&ファイナンス(株)	646,800
4	R07.05.15	水道庁舎電話交換設備賃貸借	指名	電子	応札者がいないため不調になりました。	随契8号で契約	三菱HCキャピタル(株)	7,199,280
5	R07.05.15	広報あさか配布業務委託(単価契約)	指名	電子	応札者が2者に満たないため不調になりました。	随契8号で契約	株式会社朝日コネク	52,380,900
6	R07.05.29	CAD設計積算システム賃貸借	指名	電子	全者辞退のため不調になりました。	7/25に再度広告、8/27入札	FLCS株 関東信越支店	12,324,000
7	R07.06.11	第五小学校前歩道橋改修工事	一般	電子	有効な応札者がいないため不調となりました。	6/18に再度広告、7/1入札	三栄産業株式会社本店	31,868,100
8	R07.06.11	複合機賃貸借(単価契約)	指名	電子	応札者が2者に満たないため不調になりました。	随契8号で契約	富士フイルムビジネスソリューションジャパン(株)	4,583,040
9	R07.06.11	朝霞市上下水道事業会計支援業務委託	指名	電子	応札者が2者に満たないため不調になりました。	随契8号で契約	税理士法人TMS練馬事務所	3,410,000
10	R07.06.16	ごみ処理施設ばいじん量等分析業務委託	指名	電子	有効な応札者がいないため不調になりました。	随契8号で契約	ユーロフィン日本環境(株)	4,019,950
11	R07.07.30	栄町保育園建物調査業務委託	指名	電子	応札者が2者に満たないため不調になりました。	10/7に再度広告、10/29入札、不調	-	-
12	R07.07.30	三原4丁目地区浸水被害軽減検討基礎調査業務委託	指名	電子	応札者が2者に満たないため不調になりました。	随契8号で契約	株式会社建設技術研究所	9,273,000
13	R07.07.30	戸籍電算システム機器等賃貸借	指名	電子	応札者が2者に満たないため不調になりました。	随契8号で契約	東京センチュリー(株)	17,657,640
14	R07.07.30	OA用プリンタ更新事業(令和7年度導入分)機器等賃貸借	指名	電子	応札者が2者に満たないため不調になりました。	随契8号で契約	FLCS(株)	12,896,400
15	R07.08.27	複合機賃貸借(単価契約)	指名	電子	応札者がなかったため不調になりました。	随契8号で契約	(株)ラビックス	816,000
16	R07.08.27	GIGAスクール端末設定等委託	指名	電子	応札者が2者に満たないため不調になりました。	随契8号で契約	リコージャパン(株)	10,056,750

随意契約実施件数(令和7年4月1日～令和7年4月30日)

<地方自治法施行令第167条の2第1項の区分による集計>

	総価契約		単価契約		合計		備考
	件数	契約金額(税抜)	件数	予算金額(※)	件数	金額	
2号による契約	98	1,251,807,998	70	939,434,219	168	2,191,242,217	
3号による契約	26	57,720,690	1	4,262,400	27	61,983,090	
4号による契約	0	0	0	0	0	0	
5号による契約	1	4,165,000	2	8,599,000	3	12,764,000	
6号による契約	0	0	0	0	0	0	
7号による契約	0	0	0	0	0	0	
8号による契約	0	0	1	1,763,330	1	1,763,330	入札は令和6年度に実施
9号による契約	0	0	0	0	0	0	
合計	125	1,313,693,688	74	954,058,949	199	2,267,752,637	

<業務区分による集計>

	総価契約		単価契約		合計		備考
	件数	契約金額(税抜)	件数	予算金額(※)	件数	金額	
①工事又は製造の請負	0	0	0	0	0	0	・建設工事 ・施設修繕
②財産の買入れ	0	0	6	64,656,000	6	64,656,000	・動産、不動産の購入 ・消耗品等の物品購入
③物件の借入れ	11	78,874,946	5	16,472,000	16	95,346,946	・機械、機器などのリース
④財産の売払い	0	0	0	0	0	0	・「②財産」の売払い
⑤物件の貸付け	0	0	0	0	0	0	・「③物件」の貸付け
⑥上記に掲げるもの以外のもの	114	1,234,818,742	63	872,930,949	177	2,107,749,691	・業務委託 ・役務の提供 ・備品修繕
合計	125	1,313,693,688	74	954,058,949	199	2,267,752,637	

※単価契約については、予定数量を見込んだ予算額で掲載

随意契約実施件数(令和7年5月1日～令和7年9月30日)

<地方自治法施行令第167条の2第1項の区分による集計>

	総価契約		単価契約		合計		備考
	件数	契約金額(税抜)	件数	予算金額(※)	件数	金額	
2号による契約	38	2,081,022,990	20	514,532,252	58	2,595,555,242	
3号による契約	2	2,165,341			2	2,165,341	
4号による契約					0	0	
5号による契約	10	53,858,100	1	3,124,000	11	56,982,100	
6号による契約	2	8,163,000			2	8,163,000	
7号による契約	1	10,206,000			1	10,206,000	
8号による契約	8	60,508,200	3	60,610,500	11	121,118,700	入札は令和6年度に実施
9号による契約					0	0	
合計	61	2,215,923,631	24	578,266,752	85	2,794,190,383	

<業務区分による集計>

	総価契約		単価契約		合計		備考
	件数	契約金額(税抜)	件数	予算金額(※)	件数	金額	
①工事又は製造の請負	11	164,717,900	1	81,455,000	12	246,172,900	・建設工事 ・施設修繕
②財産の買入れ	1	3,504,600	1	12,384,000	2	15,888,600	・動産、不動産の購入 ・消耗品等の物品購入
③物件の借入れ	8	1,685,320,800	2	8,229,600	10	1,693,550,400	・機械、機器などのリース
④財産の売払い					0	0	・「②財産」の売払い
⑤物件の貸付け					0	0	・「③物件」の貸付け
⑥上記に掲げるもの以外のもの	41	362,380,331	20	476,198,152	61	838,578,483	・業務委託 ・役務の提供 ・備品修繕
合計	61	2,215,923,631	24	578,266,752	85	2,794,190,383	

※単価契約については、予定数量を見込んだ予算額で掲載